平成２５年（フ）第３１１号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番13―905号、従前の住所神戸市灘区天城通１丁目５番２―301号
債務者　平　　周作
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２３号
兵庫県三田市つつじが丘南１丁目15番地11
債務者　澤近　武夫
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９号
長崎県佐世保市小佐々町矢岳232番地10
債務者　山口　親敏
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
長崎県佐世保市小佐々町矢岳232番地10
債務者　山口美佐子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲3318番地５
債務者　林　　絵美
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第６７２号
愛知県愛西市渕高町一ノ割28番地１　セントレー佐織405号
債務者　萩原由紀子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７１５号
愛知県春日井市西本町１丁目９番地11　ブランシュピア味美302号
債務者　甲斐　昭一
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８４号
広島県福山市東深津町２丁目３番11号、旧住所広島県福山市東深津町３丁目６番27号
債務者　奥　　智弘
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第９０号
広島県福山市能島２丁目28番22号
債務者　澤山　勝治
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第５１７号
愛知県大府市若草町２丁目９番地　ハイツ恵201号
債務者　纐纈　武司
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８１９号
愛知県東海市名和町寝覚167番地　サンハイムボサツ205号
債務者　垣花　英次
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２９５号
熊本市東区戸島西１丁目34番２―101号　市営住宅２Ｃ―２―101
債務者　村田　幸治
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２９６号
熊本市東区戸島西１丁目34番２―101号　市営住宅２Ｃ―２―101
債務者　村田なおみ
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３３１号
熊本県菊池郡大津町大字陣内2015番地20
債務者　坂本　翔平
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３３５号
熊本市西区春日７丁目26番65号　江嶋ハイツ101号
債務者　林　真三子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５１号
山口県防府市緑町１丁目４番32号　グリーンハイツルミノ104号
債務者　内富　博英
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８６９号
大阪市東淀川区豊里１丁目４番10号　ノーベルメゾン竹内303号
債務者　林　　譲
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部